

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成28年5月25日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度又は2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

総合判定4度から、3度又は2度への変更を求める。その理由は、交付された愛の手帳では、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第2種であるが、請求人は、同行する支援者がいなければ公共輸送機関の利用が不可能であり、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種の取得が必要であるため。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月 8日	諮問
平成29年 1月17日	審議（第5回第2部会）
平成29年 2月10日	審議（第6回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者

の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に

総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) ところで、知的障害者に係る療育手帳については、同手帳制度自体を定める法令がなく、各都道府県知事及び各指定都市市長は、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）において定められた「療育手帳制度要綱」及びその具体的取扱いについて定めた「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）に基づいて、それぞれが要綱等を作成し、知的障害者に対する療育手帳制度を実施している。

ただし、知的障害者及びその保護者の負担を軽減し、療育手帳の利活用を図るため、知的障害者が他の都道府県又は指定都市に転居した場合には、「転居に伴う療育手帳の取扱いの留意事項について」（平成5年6月22日児障第42号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知。以下「課長通知」という。）により、転居の場合における療育手帳の新規発行については、「障害をもつ本人等の負担の軽減、一貫した指導・相談等の観点から、…精神薄弱児（者）又はその保護者が、旧住所地の児童相談所又は精神薄弱者更生相談所における判定資料の活用を申し出た場合には、可能な限り、新住所地の都道府県等は、旧住所地の都道府県等の判定資料を活用し、原則として新たに面接を行うことなく療育手帳を交付すること。」とされている。

そして、東京都において、課長通知の趣旨を踏まえ定められた「転居に伴う療育手帳の取扱いについて」（平成6年2月8日5福障精第717号東京都福祉局障害福祉部長通知）によると、「転入者が愛の手帳の交付申請にあたって、他道府県の療育手帳交付時の判定資料の活用を希望する場合は、別紙の申出書を

判定機関に提出する。上記の申出書を受理した判定機関は、…他道府県の判定機関に判定資料の提供を依頼する。」とされている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

心障センター所長が、判定資料1及び同2に基づき作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール（第3・5・(1)）

ア 「知能測定値」について

判定資料1によると、田中ビネー式による知能検査（平成6年11月2日実施）の結果はIQ53と判定されている。また、判定資料2によると、田中ビネー式による知能検査（平成17年2月22日実施）の結果はIQ45と判定されているが、心理検査所見欄及び面接所見欄には、「耳が悪くなっており…、実際には聞こえない音域が存在しているようだった。そのため、口の形や文脈から本人なりに読み取ってはいるが、正確ではなく見当違いな答えになっている。」及び「10年前の検査に較べ特に能力が落ちている様子ではない。」などと記載されており、さらに、同日に実施されたグッドイナフ人物画知能検査ではIQ53と判定されている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

イ 「知的能力」について

判定資料1によると、余暇はCDを聴く、買い物、小遣い以外の給料は知的障害者通勤寮（以下「通勤寮」という。）で管理されているが、金銭はある程度計画的に使えるとされている。判定資料2によると、プラモデル作りが好き、たまに

一人でカラオケに行く、小遣いは自分で管理しているが使いすぎる傾向があるとされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

判定資料1によると、スチール製ドアやドア枠の製造をする鋼製建具製作会社で、下塗りや職人の補助を行い、一人で仕上げを行うことは難しいが会社にとってはいなければ困る存在とされている。判定資料2によると、知的障害者更生施設に通所して無添加せっけんの作業を行っていた、企業実習でペットボトルなどの廃品回収関係の作業を行っているとされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

エ 「社会性」について

判定資料1によると、特定の親しい友人はいないが、通勤寮で比較的安定した生活を送り、特に目立った逸脱はない、自分で切符を買い、単独で交通機関を利用し、〇〇の実家に年2回帰省するとされている。判定資料2によると、人間関係がうまくいかずグループでの旅行などでも仲間外れにされている、人見知りするが少し慣れてくると口うるさく言ってくる面がありトラブルになってしまう、交通機関の市内利用可、銀行・郵便局の利用一部可、日用品・衣類等の購入可とされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助

のもとに、社会生活が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

判定資料1によると、日常会話には不自由ないが架空の自慢話等虚言が多い、判定資料2によると、漢字混じり文及びひらがな文の読み書き一部可、日常会話において疎通はあるが話が伝わりにくいとされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

判定資料1によると、手にリウマチ気あり通院中、抗てんかん薬服用中、判定資料2によると、抗てんかん薬を服薬しているが発作などは特にない、肝炎のため内科に月1回通院している、一部加齢による低下も見られるが体調の訴え等は特にないとされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

キ 「日常行動」について

判定資料1によると、カッとなり易いところがある、盗癖（通勤寮内ではない）、虚言が多いとされているが、通勤寮の中での生活では特に目立った逸脱はないとされている。判定資料2によると、口では干渉してくるが自分からは何もしないようであったとされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

判定資料1によると、食事及び排泄は自立、着脱衣は寒暖調節可、入浴は指導しないと入らない、洗面はあまり確実ではないとされ、判定資料2によると、清潔感はあまりないが身辺面は自立しているとされている。

以上により、請求人は、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、旧住所地の判定機関が実施した請求人に対する面接及び検査並びに保護者への聞き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見（第3・5・(2)から(4)まで）

医学的所見欄には「軽度知的発達症を有する。書類判定」と、心理学的所見欄には「CA44 MA9:4 IQ53（H6検査時）田中ビネー式」と、社会診断所見欄には「本人状況に合わせた生活支援が望まれる。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該

当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

請求人は、交付された愛の手帳（総合判定4度）では、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第2種であるが、請求人は、同行する支援者がいなければ公共輸送機関の利用が不可能であるため、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種の取得が必要であり、本件処分に不服である旨主張する。

これは、国内の各旅客鉄道株式会社の経営する鉄道を知的障害者が乗車する場合、療育手帳（東京都においては「愛の手帳」。以下同じ）の交付を受けている者のうち、障害の程度に応じて一定程度以上の区分の者の場合に限り、第1種知的障害者として、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけて旅客運賃の割引の対象範囲とされる制度のことを指摘し、請求人が、この点において、第2種知的障害者として扱われていることが不服であることを述べているものと認められる。

しかし、この障害者割引制度は、療育手帳の交付を受けている障害者を制度の対象とし、療育手帳に記載される障害の程度を指標としているものの、東日本旅客鉄道株式会社をはじめとする全国の各旅客鉄道株式会社等の鉄道事業者が、その責任において統一的に実施するものと定められているものであって、法律又は要綱上の制度ではない。また、処分庁が、個別の療育手帳の交付を行うに際して具体的にその適用の有無を決定しているものでもないから、旅客鉄道株式会社の運賃割引制度の適用は、処分庁が行う療育手帳の交付決定処分自体の法律上の効果とは言えないものである。

したがって、請求人が本件処分によって、この点における利益

の一部を受けられないとしても、そのことを本件処分に係る不服の理由とすることはできないものである。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)